

あいぶらす 重要事項説明書 [2025.9版]

(ご契約にあたってご了承いただきたいこと)

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要な事項を記載したものであります。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください(契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の生協にお問い合わせください)。

I. 【契約概要】ご契約に際し、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品のしくみ

① 特徴

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。《あいぶらす》の契約では、定期生命共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

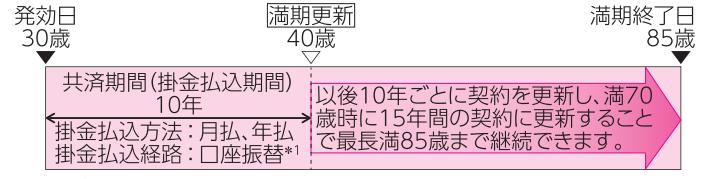
共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

② 保障期間等

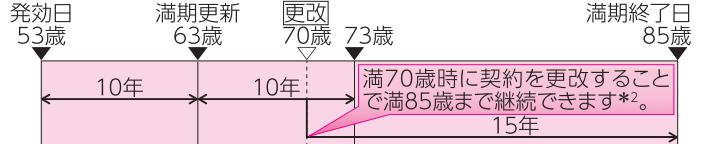
《あいぶらす》の共済期間は10年(満70歳時は15年)ですが、満期時に更新または満70歳時に更改のお手続きをすることで、最長満85歳まで契約を継続できます。

【例】満期時の更新手続きにより満85歳まで継続できるケース



*1 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。

【例】満70歳時の更改手続きにより満85歳まで継続できるケース



*2 满70歳で更改しない場合、満73歳の満期終了日にて契約は終了します。

*3 契約を更新または更改する場合、その時点の満年齢の掛金が適用されますのでご注意ください。

*4 掛金額、加入できる年齢、保障内容、付加できる特約については【保障表】、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については【契約意向確認書】をご覧ください。

③ 契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができる方は、次の範囲の方に限ります。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のアトイをいずれも満たす方 ア. 契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 イ. 各コースの加入できる年齢の方

④ 所定の健康診断書の提出が必要な場合

新規または共済金額を増額する申し込みの場合、発効日において次のいずれかに該当する方は所定の健康診断書の提出が必要です。

死亡・重度障害共済金額	満41歳以上満50歳以下で2,000万円を超える場合 満51歳以上満65歳以下で1,000万円を超える場合 満66歳以上の場合(共済金額に関わらず)
-------------	--

*5 健康診断書の内容によっては加入できない場合があります。なお、すでにご加入の《あいぶらす》の契約がある方は、合算した金額で判断します。

⑤ 加入限度

1人の被共済者につき、次のアトイの範囲で加入できます。

ア. すでにご加入の《あいぶらす》の契約と合わせて次の範囲まで加入できます(範囲内であれば複数加入することができます)。

発効日時点の年齢 保障内容等	満60歳以下	満61歳以上 満70歳以下
死亡・重度障害共済金額	3,000万円	1,000万円*3*4
入院共済金額	日額10,000円	日額10,000円*3*4

がんの特約 1契約のみ*5

ただし、年齢に関わらず、加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の加入限度は、次のとおりです。

死亡・重度障害共済金額	500万円*3*4
入院共済金額	日額5,000円*3*4

*3 ゴールド85またはゴールド80の共済金額も含みます。

*4 更新・更改の申し込みをする場合は、すでにご加入の契約の共済金額といずれか大きい額まで加入できます。ただし、共済金額の増額を伴う更新・更改ができるコースは、発効時年齢において募集しているコースに限ります。

*5 がんの特約は、特約の名称に関わらず被共済者1名につき1契約のみです。

*6 発効日において加入申込書記載の「加入できない職業」に携わっている方は加入できません。ただし、更新・更改の申し込みの場合は、すでにご加入の共済金額まで加入できます。

イ.他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます。

	発効日において右記以外の職業(「加入できない職業」を除く)	発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」
死亡・重度障害共済金額	他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし	《あいぶらす》《ずっといい》を合わせて1,000万円が限度
入院共済金額*	《たすけあい》《あいぶらす》《ずっといい》を合わせて日額23,000円が限度	《あいぶらす》《ずっといい》を合わせて日額5,000円が限度

*6 《あいぶらす》がん入院共済金は含みません。

⑥ 割戻金

決算後に剩余が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法によりお支払いします。なお、割戻金は原則として契約終了時まで利息をつけて据え置きますが、共済期間中の請求も可能です。

2. 共済金の受取人

① 共済金の受取人は契約者*7です。

② ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位: ① 契約者の配偶者 第2順位以下: 次の②~⑤の順

契約者と	同居している	② 契約者の親族／ ③ 契約者の配偶者の親族
	同居していない	④ 契約者の親族／ ⑤ 契約者の配偶者の親族

*7 親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③ 上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

*7 契約者の意思が確認できない状態となったとき、また、がんの特約では契約者にがん告知がされないときに、共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

II. 【注意喚起情報】ご契約に際し、特にご注意いただきたい事項や不利益になる事項を記載しています。

1. 契約申込の撤回(クリーリング・オフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

*電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済集人に口頭で伝えて告知したことになりませんのでご注意ください。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

当会が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

新規の申し込み*1	初回掛金振替日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
更改(保障内容等の変更)の申し込み	更改前契約の解約日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
がん治療共済金付がん特約(新がん特約)の付帯	責任開始日(新がん特約の申込日から91日目、または契約が発効する日のいずれか遅い日)に保障が開始します*2。

*1 新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に実行する場合(初回掛金とあわせて生協出資金を振り替える場合)、1回目の請求で振替ができなかったときは、翌月再度1ヶ月分の掛金と生協出資金を請求します。この場合、契約は生協出資金を含む金額が振り替えられた日の翌日に発効します。

*2 責任開始日より前に悪性新生物と診断確定された場合は、新がん特約は無効となります。
※事故(ケガ)に関する入院・手術共済金(入院特約を付帯する場合に限り)は、新規の申し込みの場合または更改等により新たに保障が追加となる場合に限り、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)によるものから保障の対象となります。

4. 掛金の払込猶予期間

掛け金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。

初回掛金	2ヵ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛け金	4ヵ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

*掛け金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛け金を合計して、次回の振替日に請求します。

5. 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないことがあります。

●共済事由に該当しない場合

共済事業細則に定める「入院」の定義にあたらない入院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術などの場合

●契約が無効となった場合

発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、加入限度を超えていた場合(超過部分が無効となります)

●告知義務違反により契約が解除となった場合

告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となつた場合

●次のような重大事由により契約が解除となった場合

故意に共済事由を発生させた場合／共済金請求の際に詐欺を行った場合／他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、当会の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等

●契約が失効した場合

掛け金の払い込みがなされず契約が失効した場合

●契約が取消した場合

契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消した場合 等

●共済事由の発生が次の表の原因による場合

すべての共済	契
--------	---